

姫路市就学援助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童及び生徒の保護者に対して就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 就学援助の対象者は、姫路市立の小学校、中学校若しくは義務教育学校に在籍している児童若しくは生徒の保護者又は姫路市に住所を有し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条による区域外就学をしている児童若しくは生徒（市町立学校に就学している者に限る。）の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者のうち教育扶助を受けている者（次号において「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者

(申請)

第3条 就学援助を受けようとする者は、就学援助申請書兼世帯票に必要事項を記入し、児童生徒が在籍する小学校、中学校又は義務教育学校の校長（以下「校長」という。）を経由し、又は直接市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が算定できる資料を添付しなければならない。ただし、他の方法により当該所得額を確認できる者については、これを省略することができる。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、審査のうえ就学援助の受給資格の認定（以下「認定」という。）を行うとともに、その結果を申請者に対して通知する。

(就学援助費)

第5条 市長は、認定を受けた者に対して就学援助費を支給する。

2 就学援助費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費等
- (2) 校外活動費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 通学費
- (7) 医療費
- (8) 体育実技用具費

(支給金額)

第6条 就学援助費の種類毎の支給金額は、当該年度の予算の範囲内において、別に定めるものとする。

(支給方法)

第7条 就学援助費の支給は、原則として保護者が申請の際に指定した口座に振込むものとする。ただし、学校給食費及び医療費の支給については、別に定める方法による。

(変更届)

第8条 認定を受けた者は、申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を校長を経由し、又は直接市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 認定を受けた者から辞退の申し出があったとき。
- (3) 不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第10条 市長は、認定を受けた者が就学援助費の支給を受けた後、前条の規定により認定を取り消された場合又は児童若しくは生徒の行事不参加等により就学援助費

の過払いが生じた場合には、これを返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。